管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0720010	酒類の製造免許の特例（最低製造数量基準の緩和）	酒税法第７条第２項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（清酒は60キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。		既に清酒免許を有する者が、酒税法第１０条第１項第１１号関係の法令解釈通達に該当する範囲で、新規に清酒製造免許を申請する場合、酒税法第７条第２項における製造見込み数量の規定により、製造しようとする酒類の品目別に、製造所ごとに、その製造所の所在地の所管税務署長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類の製造見込み数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 一年を通じて、製造と離島における交流人口等の拡大を両立させて地域の振興を図るため、既に製造免許を有している者が、同一市内の廃校等を活用して新たに製造所を設ける場合、製造見込み数量の規定を適用しないよう要件の緩和を求める。	地域のコミュニティの中心であった旧学校施設を利用し、清酒の製造体験を行うことで体系的にその製造工程や魅力を学ぶ場として再活用し、新たな地域の交流拠点として再生する。 具体的には既存の醸造場における仕込み時期とは逆にあたる春から秋に掛けて製造実習を行う。これは冬場の日本海の時化による往復の困難を避けて多くの学習希望者を受け入れるために佐渡という立地では必須となる。また既存の醸造場が狭隘で新たな設備や改造が困難なため四季醸造にして学習希望者を受け入れることができない中、廃校等の施設を活用して一部の醸造設備や道具、そして熟練した労働力を流用することで設備投資を最低限にとどめ事業を行うことは理にかなっている。 また、事業主体を既に清酒製造免許を有する者に限定することで、既存の醸造場と一体的な経営が行え前記の通り多くの流用が可能であるため、製造数量が少なくても十分に採算性は取れるだけでなく、採算性の検討を行うことが正確にできることで、納税の確保についても不安がない。 さらにはエコアイランド佐渡ならではの、大量生産ではない特定銘柄に集中した製造を行なうことで、高付加価値商品を安定した価格で主に学習に参加した関係者に出荷することで、少量でも十分な採算が取れる酒造りと、交流人口の拡大とを実現する。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 なお、ご提案の内容が必ずしも定かではないが、既存の製造場が狭隘なため、製造場を移転したいということであれば、移転先の所轄税務署長の許可を受ければ製造場を移転することは可能であることから、移転先の税務署にご相談されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、最低製造数量基準の特例について再度検討し、回答されたい。	今回の案件は「製造場の移転」を検討しているものではなく、清酒製造免許を既に有する者が醸造体験や交流人口の拡大といった新たな付加価値を構築するために、同一市内において新規の製造場で6ｋｌ程度の製造を行うことを要望するもので、製造見込み数量の規定を適用しないよう要件の緩和を求めるものである。採算性を考慮して最低製造数量の基準が設けられているというが、既存の製造場で製造を行う時期とずらして、新規の製造場で製造を行うものであり、既に書いた通り様々な流用が可能になることと、小規模蔵としての合理的な設備と人員の省力化を合わせて行うことで、６０KL以上の規模がなくても十分に採算を取ることは可能である。	C		前回の回答で述べたとおり、酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 したがって、現行制度においても、原則、新たに製造場において酒類の製造免許を受けようとする者は、最低製造数量基準の要件を満たして製造免許を受けることとされている。 ただし、酒類の製造場の敷地が連続していない場合であっても、その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるもので、酒税の取締り上特に支障のないときは、１つの酒類の製造場として取り扱う場合もあることから、まずは所轄の税務署にご相談されたい。			C				1003010	尾畑酒造（株）	新潟県	財務省
0720020	特産酒類の製造事業要件の緩和（最低製造数量基準の緩和）	酒税法第７条第２項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は６キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。		地域の特産品として蜂蜜酒（ミード）を製造しようと考えています。そのため地域で採れた物を使っての製造にこだわりたいと考えています。よって現時点では年間1.5キロリットルの蜂蜜酒（ミード）の製造を検討しており「酒税法第七条第二項13号　その他の醸造酒　年間6キロリットル醸造」という要件を、「年間1.5キロリットル醸造」へ要件の緩和が必要である。	**実施内容**　地域でハチが自生できる環境を整え採れた蜂蜜を使って製造する蜂蜜酒を地域の特産品として育て地域の活性化に役立てる。その蜂蜜酒製造に必要な蜂蜜750キロ確保のため、一箱あたり40キロの採蜜を仮定し20箱目安に巣箱を設置。箱の設置所も過去の養蜂の経験から採蜜量が見込める場所を選別。蜜源となる花を町のいたるところに植えハチが自生できる環境を整える。一部巣箱や花の設置場所には地域住民の民家などもあり、養蜂の一部を巣箱を預ける地域住民に任せるなどコストの軽減も見込まれる。蜂蜜酒製造については、地域で採れた蜂蜜を明倫NEXT100で集約し製造します。製造施設も地域内に醸造施設を作りそこでの製造を考えています。提供場所は地域住民の経営する店舗や、明倫NEXT100ではゲストハウスなどで地域に訪れた人への提供（販売）を考えており、地元の人や他地域からこの地域に来る人に幅広く提供（販売）し地域の活性化を狙う。しかし限られた地域での大量生産は困難であり酒類製造の免許における要件の緩和が必要である。 **提案理由**　「世界に誇れる田舎町として100年暮らし続けて行ける地域」を目標に地域活性化に取り組む活動を行っています。ここ明倫地区は田園風景が広がる農村部ではなく、田舎の町部にあたります。田舎の中でも農業や自然などの地域資源を使った活性化を行えない地域でどういった取り組みをして活性化を進めるかを考える中で、養蜂に着目しそれによって生産される蜂蜜を使って地域活性化を進めようと考えたため。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 なお、はちみつを原料としたリキュールを製造する場合、構造改革特別区域法では、一定の要件の下、その製造免許に係る最低製造数量基準（原則６キロリットル）が１キロリットルとされている。 また、ご提案が、地域で採れたはちみつを原料とした蜂蜜酒を販売することにより地域の活性化を図りたいということであれば、地域で採れたはちみつを集約して既存の酒類製造業者に提供し、製造委託することは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、蜂蜜を原料としたその他醸造酒への特例の適用について再度検討し、回答されたい。	田畑や山林のある農村部と違って生産手段を持たない地方都市の町部である明倫地区においてのミツバチによる地域産業づくりを考えています。どぶろくと同じように蜂蜜酒による地域振興は、養蜂（原料生産）・醸造・販売までを地域の中でそこに住む人によって行ってこそ地域振興になり意味を持ちます。蜂蜜酒は日本では一般的ではありませんが、どぶろくと同じように地域に根付いたお酒なので地域振興には適していると考えます。蜂蜜は蜂蜜酒だけでなくお菓子などの原料にもなり、明倫地区での蜂蜜を使った新たな産業を育てることを計画しています。事業化にあたって必要な採算をとることは十分に考え活動を行っています。	C		前回の回答で述べたとおり、酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。 したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 なお、現行法上においても、酒類製造業者に原料を提供し、製造委託することは可能であり、現に地域の特産品を既存の酒類製造業者に提供し、製造委託した酒類を販売している例も見られる。			C				1009010	NPO法人明倫NEXT100	鳥取県	財務省
0720030	たばこの製造要件の緩和（刻み体験について）	たばこ事業法第８条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ、製造してはならない。		たばこの刻み体験をすることは製造に該当しないよう、また希望する体験者に限定した試飲について規制の緩和を求める。	三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数（千本、栽培面積２a）の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ（50kg程度）を全量購入し、刻み工程の体験を実施します。喫煙については、技術的に喫煙に供する形状にならないことから市としては刻み工程までの体験を想定してますが、あえて阿波葉の試飲を希望する体験者には、体験会場に限り試飲を認められるよう再度申請をいたします。 提案理由： 前回答の無料での試飲等喫煙の機会を増やすことは適切でないことは、体験者に限ること、かつ試飲を希望する者に限定して試飲させることにした。	C		製造たばことは、喫煙用等に供し得る状態に製造されたものである。刻みたばこについて言えば、試飲可能な状態にまで細かく裁断すれば、喫煙用等に供しうる状態となることから、製造たばこの製造に該当するものである。 人数及び場所を限定した製造及び試飲であったとしても、たばこの製造に係る規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは、我が国が「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」に加盟していること及び、平成２２年度及び平成２３年度税制改正大綱において、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要」があるとの方針が明記されていることに鑑みて、適切ではないと考えられる。			C						C				1016010	三好市	徳島県	財務省
0720040	たばこの製造要件の緩和（ＪＴへの製造委託）	たばこ事業法第８条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ、製造してはならない。		製造事業者であるJTに市が委託栽培した阿波葉を使用した限定刻みたばこの製造を発注可能とする。	三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数（千本、栽培面積２a）の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ（50kg程度）を全量購入し、包丁、鉋を使用した刻みの体験を実施します。技術的に喫煙に供する状態にならないため体験者が刻んだ葉たばこは全て破棄します。製造委託が可能になった場合は、その製品を体験希望者に喫煙（＝試飲）させる予定です。 (実施内容を含めた)提案理由： 三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数（千本、栽培面積２a）の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ（50kg程度）を全量購入し、たばこ製造事業者であるＪＴに市が委託栽培した阿波葉を使用した限定刻みたばこの製造の発注を行い、製品に関しては三好市限定ですべて納品してもらい、販売することを考えています。 代替措置： 製造販売はJTが行うことで納税は担保される。阿波葉入り刻み煙草を三好市に限定として納品・販売することは現行法での対応可能と考える。	C		当該提案については、 ①葉たばこについて一旦、三好市が全量購入し、その一部を刻み体験に使用すること ②その他のものをＪＴに製造委託をすること が提案されている。 たばこ事業法においては、 ア）製造たばこは、ＪＴでなければ、製造してはならないこととされており（第８条）、 イ）ＪＴは、たばこ耕作者との契約に基づき、生産された葉たばこをすべて買い入れることが義務付けられている（第３条）。 このため、 提案①については、最終的に破棄するとしても、一旦、喫煙用等に供しうる状態とすることは「製造」にあたることから、同法８条のＪＴ以外の製造の禁止に抵触するおそれがある。 提案②については、三好市は、耕作者ではないため、買入義務に違反するおそれがある。 人数及び場所を限定した製造及び試飲であったとしても、たばこの製造に係る規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは、我が国が「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」に加盟していること及び、平成２２年度及び平成２３年度税制改正大綱において、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要」があるとの方針が明記されていることに鑑みて、適切ではないと考えられる。 また、たばこ事業法に規定する契約以外の契約によって葉たばこをＪＴに購入させることは、ＪＴに新たな負担を負わせることになるため、適切ではないと考えられる。 なお、ＪＴが製品を三好市に限定して納品することはたばこ事業法上問題ないものの、三好市が販売することは、製造たばこの小売販売業の許可を有していないので、たばこ事業法に違反すると考えられる。	右提案主体の意見及び補足資料を踏まえ、喫煙用等に供しない状態について具体的に説明するとともに、提案されている刻みたばこの加工実演について実現可能か再度検討し、回答されたい。	今回の提案は阿波葉刻みたばこ400年の歴史を継承し、たばこ文化として後世に残すことを目的としております。市民団体が阿波葉の栽培をして、資料館でのみ刻み実演（体験）を行なうことを再度提案いたします。 刻み実演（体験）ついては、製造たばこと認められるものでない加工を行い、喫煙に供することが出来ないものとしたいと考えています。また、その体験に使用したたばこは全量廃棄することとしています。つきましては、想定される喫煙に供しない状態は、どういうものかご教授いただきたい。 たばこ文化の伝承、継承の取組みに加えてたばこ消費と健康の問題は国が示す方針に従い取組んでいくこととします。	C		製造たばことは、喫煙用等に供し得る状態に製造されたものである。刻みたばこについて言えば、試飲可能な状態にまで細かく裁断すれば、喫煙用等に供しうる状態となることから、製造たばこの製造に該当するものである。 しかしながら、喫煙用等に供しうる状態について、一般的に客観的標準を示すことは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今回の提案は阿波葉刻みたばこ400年の歴史を継承し、たばこ文化として後世に残すことを目的としております。市民団体が阿波葉の栽培をして、資料館でのみ刻み実演（体験）を行なうことを再度提案いたします。 刻み実演（体験）ついては、製造たばこと認められるものでない加工を行い、喫煙に供することが出来ないものとしたいと考えています。また、その体験に使用したたばこは全量廃棄するので試飲することはできません。つきましては、想定される喫煙に供しない状態は、どういうものかご教授いただきその趣旨に沿って取組んでいきます。 たばこの消費と健康の問題は国が示す方針に従い事業を進めます。	C		製造たばことは、喫煙用等に供し得る状態に製造されたものである。刻みたばこについて言えば、試飲可能な状態にまで細かく裁断すれば、喫煙用等に供しうる状態となることから、製造たばこの製造に該当するものである。 しかしながら、喫煙用等に供しうる状態について、一般的に客観的標準を示すことは困難である。		1016020	三好市	徳島県	財務省